和歌山大学経済学会『研究年報』第14号（2010年）pp.709–725　ISSN 1880–490X

知的財産立国構想と著作権制度

The Plan of Intellectual Property-based Nation and the Copyright System in Japan

岩　田　英　朗

Hideaki IWATA

1．はじめに

平成21年（2009年） 6 月12日の第171回通常国会において可決された「著作権法の一部を改正する法律」[(1)]は，平成22年 1 月 1 日にその大半が施行された。今次改正によって，権利侵害となるデジタル形式の音楽・映像をそれと知りながらインターネット等を通じてダウンロード（複製）する行為は著作権法（以降，法）30条の規定外となり，私的使用目的であっても著作者等の権利を侵害すると規定された。該当者への規定は設定されていないが，他方では113条を改正することにより，情を知りながら権利侵害物品の頒布を申出る行為それ自体を侵害とみなすと定め，他の侵害行為と同等の罰則が適用されることとなった。また，技術の進歩や社会情勢の変化に基づく様々な要請を考慮し，次の目的に合致する複数の著作者等の権利を制限した。

- インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図る
- 障害者の情報利用機会を確保する

様々な情報通信機器を活用し , ネットワーク経由での情報交換が日常となった現代社会において，平成21年改正は身近かつインパクトある改変であり，国民の高い関心を集めている。

我が国における著作権制度は，表 1 に示す通り平成11年以降に限っても主要 7 回改正されている。平成14年から18年は特に頻繁であり，5 年間に 4 度の法改正が行われた。科学技術の発達やそれに伴う経済のグローバル化といった社会変革を背景に，著作権を含む知的財産権制度全般が世界規模で変革の波に晒されていると考えられているが，表 1 はその証左と言える。知的財産権制度の設計に係る理念や手法等に着目すれば，我が国では平成18年がターニングポイントに当たると筆者は考える。

そこで本論文では知的財産権法の中でも特に著作権法に着目し，平成16年及び平成18年に行われた法改正プロセスとその内容を分析することにより，我が国の著作権制度が置かれ

【インターネット上の情報は全て平成22年 3 月31日現在】

（1）平成21年 法律53号

表１　平成11年以降の主な著作権法改正項目一覧

公布年月日・法律番号					主　な　改　正　内　容
西暦	年号	月	日	番号	
1970	S45	5	6	48	現行著作権法成立
1999	H11	6	23	77	・技術的保護手段の回避に関する規制を新設 ・電子的権利管理情報の除去・改変等に関する規制を新設 ・譲渡権の新設 ・上映権の対象拡大 ・録音物による演奏に関する経過措置撤廃
2000	H12	5	8	56	・視聴覚障害者への利便性に配慮した，公衆送信権等の制限を設定 ・著作権侵害訴訟における著作権者側の立証負担軽減等 ・著作権侵害に対する罰金額引上
2002	H14	6	19	72	・放送事業者・有線放送事業者に対する送信可能化権の付与 ・実演家に対する人格権の新設 ・WIPO実演・レコード条約締結に伴う規定の整備（レコード保護期間の起算点変更を含む）
2003	H15	7	16	85	・映画の著作物の保護期間を延長 ・教育に係る権利制限の拡大 ・著作権侵害に対する司法救済の拡充
2004	H16	6	9	92	・音楽レコードの還元防止措置の新設 ・書籍・雑誌の貸与に関する経過措置撤廃 ・著作権等の侵害に対する罰則の強化
		6	18	120	裁判所法等の一部を改正する法律に基づく著作権法の改正 ・著作権等の侵害に係る訴訟において，当事者が保有する営業秘密に対し，裁判所は秘密保護命令を発することが可能
2006	H18	12	22	121	・IPマルチキャストを活用した“放送の同時再送信”の円滑化 ・時代の変化に対応した権利制限内容の再規定等 ・著作権等の保護における実効性の確保（罰則強化を含む）
2009	H21	6	19	53	・インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置 ・違法な著作物の流通を阻止 ・障害者の情報利用機会の確保 ・登録原簿の電子化

ている現状及び問題点を明らかにする。

２．平成16年改正の要因及びポイント

文部科学省（文化庁）は，文化及び国際文化交流の振興を主眼とする著作権制度整備を目指す著作権分科会（以降，分科会）を文化審議会内に設置(2)し，調査・検討を継続的に行っている。分科会は平成15年３月の第９回会議において，表２に示す５つの小委員会を設置し個々の課題に関する調査・検討を行った。その結果は12月に実施されたパブリックコメント（意見公募手続）(3)を経て集約され，平成16年１月には「文化審議会著作権分科会報告書」(4)（以降，平成16年報告書）として文化庁長官に答申された。

（２）中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）の平成13年１月６日施行に伴い，文化審議会令（平成12年政令第281号）に基づき設置。従来の著作権審議会は廃止。第一回会議は平成13年（2001年）３月21日に開催。

表2　著作権分科会 平成15年設置 小委員会

小委員会	審議事項
法制問題	情報化等に対応した著作者等の権利の在り方 情報化等に対応した権利制限の在り方
契約・流通	著作物等の流通を促進するための方策の在り方 契約に関する法制の在り方
国　　際	国際的ルール作りへの参画の在り方 アジア地域との連携の強化及び海賊版対策の在り方
著作権教育	広く社会人等を対象とした普及啓発事業の在り方 児童生徒への教育の充実，教員の指導力向上等のための支援策の在り方
司法救済制度	著作権に関する司法制度の在り方 裁判外紛争解決手段等の在り方

平成16年報告書では，小委員会毎の検討内容と伴に様々な提言が示されているが，制度化が適当であるとされた次の三点が平成16年改正に盛り込まれた。

1．「書籍・雑誌の貸与」に係る暫定措置の廃止提言（法制問題小委員会）

2．「日本販売禁止レコード」の還流防止措置導入提言（法制問題小委員会）

3．著作権侵害に対する罰則の強化提言（司法救済制度小委員会）

1に関し当時，漫画本をメインターゲットとする大規模貸本業に参入する事例が，ビデオソフトを主な取扱商品とするレンタル事業者を中心に全国的に増加していた。現行法成立以来30年以上維持されてきた，書籍・雑誌において公衆への貸与権を著作者等に認めない暫定措置[(5)]の存在は，権原者の経済的利益獲得機会を不当に奪っているとの批判が著作者を中心に強まり[(6)]，社会問題となっていた。そこで附則4条の2を廃止し，書籍・雑誌にも著作者等の貸与権が及ぶと改められた。

2の判断に至った背景として，経済成長著しいアジア各国の若者を中心に日本の文化・ファッションが受け入れられ始めていた当時の状況が挙げられる。その一端がポップスを中心とした日本の音楽であり，権原者の許諾を受けて現地で製造・販売される商業用レコード（音楽CD）の数量及び種類は増加傾向にあった。それら現地向け商品の内容は日本国内向け商品とほぼ同一であるが，現地の所得水準や物価水準を考慮し，国内向け価格に比べ安価に販売されるケースが大半であった。その結果，現地向け商品が日本に輸入され，国内向け商品より安値で販売される事態が発生していた。本現象は権原者の経済的利益に大きな影響を

（3）パブリックコメントの結果概要は以下のURLで閲覧可能。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/04011501/009.htm

（4）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/04011402.htm

（5）附則4条の2（書籍などの貸与についての経過措置）「新法第二十六条の三の規定は，書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されているものを除く。）の貸与による場合には，当分の間，適用しない。」

（6）「声明文 －出版物にも貸与権の適用を！－」2003年8月4日，貸与権連絡協議会，
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03100301/005/005.pdf

与えているとの判断に基づき，現象の解消を目的とする113条5項を新設[7]した。同項では“国内頒布目的商業用レコード”及び“国外頒布目的商業用レコード”という新しい概念区分を創設すると共に，国内頒布目的と同一の国外頒布目的商業用レコードを情を知ったうえで頒布目的で輸入，及び国内で頒布又は頒布目的で所持する行為は，著作権者や著作隣接権者の利益を不当に害する場合に限り，著作権又は著作隣接権侵害とみなすと定めた。ただし，国内頒布目的レコードが国内において最初に発行された日から7年以内の，政令で定める期間[8]を経過している場合は対象外となる。

3について平成16年報告書では，権利侵害に対する抑止効果向上及び他の知的財産権法[9]における刑罰との均衡を図る為に，特許法や商標法と同等の罰則内容に強化するのが適当であるとした。同時に知的財産権法以外の法律では一般的な，罰金刑と懲役刑の併科を認めることにより，侵害行為に対する十分な制裁を科すことを可能とするよう提言している。これは，重大な権利侵害事件であり懲役刑が妥当であると判断されるケースであっても，初犯等の事情が考慮され執行猶予が付された判決であれば，略式手続による罰金刑が科された者より実質的に軽い処分となってしまう状況[10]の是正を目指している。結果，119条から124条までの権利侵害行為に対する罰則は，平成16年報告書の答申内容に沿う形で表3の通り改正された。

3．平成18年改正の要因とポイント

3．1．改正に至る経緯

平成16年8月の分科会第13回会議では，既存小委員会のうち著作権教育[11]と司法救済制度[12]を廃止し，法制問題／契約･流通／国際の3つに再編し調査･検討を進めると決定する。その上で，平成17年1月には「著作権法に関する今後の検討課題」[13]（以降，平成17年検討課題）を答申した。平成17年検討課題の概略を表4に示すが，いずれの課題も法制問題小委員会が第一義的に対応する意向が示された。なお参考として，分科会の元に設置された小委員会の，平成15年から平成22年までの遍歴を表5に示す。

（7）それに伴い，従来の113条5項を6項と定める。

（8）平成22年3月31日現在，政令による設定期間は4年である。

（9）本論文では，知的財産権法として主に著作権法･意匠法･特許法･実用新案法･商標法を想定している。

（10）平成16年報告書によれば，平成10年から14年までの5年間に刑事通常第一審において85名が著作権法違反に基づく懲役刑を言い渡されたが，うち77名は執行猶予を付されており，実刑判決はわずか8名に留まる（数字は，最高裁判所への聴取に基づく）。

（11）報告書の作成等により，基本的な方針は十分に示されたとの判断による。以降は著作権教育を推進する事業群を円滑に運用する為の懇談会等で対応する，との方針が示された。

（12）平成16年法律85号成立により著作権侵害に対する司法救済策拡充が実現し，本小委員会の当初目的は達成されたとの判断による。以降は，法制問題小委員会の元に設置される各種ワーキンググループにおいて議論を継続する，との方針が示された。

（13）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05012501.htm

表3　平成16年法律92号に基づく著作権法の罰則強化

区分	著作権法	罰　則　の　対　象	懲役刑		罰金刑		併科	
			前	後	前	後	前	後
個人罰則	119条	A）著作権・著作隣接権・出版権侵害 B）著作者人格権・実演家人格権侵害 C）営利を目的に，A）となる複製の作成のため自動複製機器を使用させる行為	3年以下	5年以下	3百万円以下	5百万円以下	×	○
個人罰則	120条	著作者等の没後における，著作者人格権関連の侵害			3百万円以下	5百万円以下		
個人罰則	120条の2	技術的保護手段の回避等の行為	1年以下	3年以下	百万円以下	3百万円以下	×	○
個人罰則	121条	著作者を詐称した複製物の頒布	1年以下	←	百万円以下	←	×	○
個人罰則	121条の2	海賊版レコードの作製及び頒布又は頒布目的所持	1年以下	←	百万円以下	←	×	○
個人罰則	122条	出所明示義務違犯			30万円以下	50万円以下		
法人罰則	124条	119条のA）に該当する場合 （その他は個人罰則に同じ）			1億円以下	1億5千万円以下		

表4　著作権法に関する今後の検討課題（平成17年1月答申）

区分	具　体　的　な　検　討　課　題
基本問題	・私的録音録画補償金の対象機器・媒体及び指定方法の見直し ・行政手続き等のための利用に係る権利制限及び図書館・学校教育・福祉関係の権利制限の見直し ・フェアユース概念との整合性に基づく私的使用目的の複製の見直し ・共有著作権に係る制度の整備 ・著作物の「利用権」に係る制度の整備 ・保護期間の見直し ・社会の変化に対し機動的に対応可能とするための政令等への委任可能性について ・表現・用語の整理等について
デジタル対応	・デジタル化時代に対応した権利制限の見直し ・流通形態の変化に伴う保護技術の多様化を踏まえた，技術的保護手段の規程の見直し ・放送新条約（WIPOで検討中）に係る制度の整備
契約・利用	・ライセンシーの保護制度整備の検討 ・契約規定全般の見直し ・登録制度の見直し
司法救済	・間接侵害規程創設の検討 ・損害賠償請求や不当利益返還請求等の役割・機能等の検討

表5　平成15年以降の小委員会設置状況一覧

平　成			15	16	17	18	19	20	21	22
文化審議会著作権分科会	小委員会	法制問題	○	○	○	○	○	○	○	○
		契約・流通	○	○	○					
		国　際	○	○	○	○	○	○	○	○
		著作権教育	○							
		司法救済制度	○							
		私的録音録画				○	○	○		
		過去の著作物等の保護と利用					○	○		
		基本問題							○	○

平成18年1月には，平成17年検討課題に概ね沿う形で進められた調査・検討の結果を記した「文化審議会著作権分科会報告書」[14]（以降，平成18年1月報告書）が答申された。しかし7カ月後の同年8月には，「文化審議会著作権分科会（IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係）報告書」[15]（以降，平成18年8月報告書）がパブリックコメント[16]を経て新たに答申される。これは，平成17年検討課題には含まれていない以下の三点に関し，社会情勢の急激な変化への対応を理由に，法制問題小委員会にて集中検討[17]した結果である。

- 罰則の強化について
  （他の知的財産権法における罰則強化との整合性確保）
- 税関における水際取締りに係る著作権法の在り方について
  （模倣品や海賊版商品の流通阻止策の強化）
- IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について
  （地上TV放送のデジタル化移行に伴う著作権制度整備）

平成18年12月に成立した法律121号により，1月と8月の両報告書で提示された結論に

表6　平成18年法律121号に基づく著作権法の改正内容

No.	改　正　項　目	主な改正条項	報告書
1	視聴覚障害者情報提供施設等は視聴覚障害者を対象に，権原者の許諾なしに録音図書等の自動公衆送信が可能	37条, 37条の2	1月
2	特許等の知的財産権審査等や薬事審査等において，行政又は独立行政法人が必要の範囲内で行う複製に対し，権原者の許諾は不必要	42条2項（新設）	1月
3	記録媒体を内蔵する機器の保守・修理・欠陥等による交換に際し，同記録媒体に記録される著作物は権原者に無断で一時的に複製可能	47条の3（新設：注）, 49条	1月
4	同一構内における無線通信施設による送信行為を公衆送信の範囲から除外	2条	1月&8月
5	著作権・出版権・著作隣接権を侵害した者は10年以下の懲役又は千万円以下の罰金（併科あり）	119条1項	8月
6	著作者人格権･実演家人格権を侵害した者や，営利を目的に著作権･出版権・著作隣接権を侵害する複製行為に際し自動複製機器を使用させた者は，5年以下の懲役又は5百万円以下の罰金（併科あり）	119条2項	8月
7	119条1項，119条2項の一部及び122条の2の1項に違反した法人は，3億円以下の罰金	124条1項	8月
8	侵害主体が法人であった場合の公訴時効を3年から5年に改め，個人のそれと同じに規定	124条4項	8月
9	著作権等の侵害によって作成された物について，情を知りながら業として輸出・輸出目的で所持する行為を権利侵害行為と規定	113条	8月
10	従来は有線放送にのみ認めていた放送の同時再送信行為において，IPマルチキャスト送信と有線放送を同等に扱う際に必要な制度整備	2条，29条，34条，38条，39条，40条，68条，89条，94条の2（新設），95条，97条，102条	8月

（注）新設に伴い，従来の47条の3を47条の4と定める.

（14）http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/singi_houkokusho_1801.pdf

（15）http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/singi_houkokusho_1808.pdf

（16）パブリックコメントの結果概要は以下のURLで閲覧可能。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/06121110/001.htm

（17）平成18年3月30日の第1回から6月7日の第5回まで。

沿った制度改変が実現する。法改正項目の詳細を表6に示すが，1から4は科学技術の発展を背景とした社会変化に即した著作者等の権利制限施策，5から8は罰則の強化，9は権利侵害物の国際流通阻止に向けた取組強化施策であり，10は新たなビジネスモデルの普及を促進する制度整備施策と位置付けられる。また，1から3は1月報告書の内容を反映したものであり，5から10は8月報告書の結論に沿っている。なお4については，1月報告書において概ね妥当であるが更なる検討の必要性が示されていた事項であった。

３．２．改正過程における特異性

平成18年において，異なる二つの報告書が短期間に連続して答申された原因は，経済成長の新たな原動力として政府が掲げる知的財産立国構想に基づく知的財産基本法[(18)]，及び同法24条に基づき内閣に設置された知的財産戦略本部が同年6月8日に改定した「知的財産推進計画2006」[(19)]にある。平成15年（2003年）以降，「知的財産推進計画」[(20)]は毎年改定されているが，罰則強化方針は平成16年より，流通阻止策の強化方針は平成17年より盛り込まれているのに対し，IPマルチキャスト放送への対応は平成18年が初の計画化であった（表7参照）。

IPマルチキャスト放送関連の行動計画として『著作権法上「有線放送」と同様の取扱いにするため，2006年度中のできるだけ早い国会に著作権法の改正案を提出する[(21)]』と明記されたため，早急な法制化手続きが求められた。第164回国会[(22)]（常会）は会期延長されず6月18日に閉会したため，行動計画完遂には第165回国会[(23)]（臨時）中，又は第166回国会[(24)]（常会）の早期に改正法案を提出せざるを得ず，著作権分科会法制小委員会には特定課題に対する集中

表7　知的財産推進計画における関連項目の決定内容推移

知的財産推進計画	知的財産権侵害に係る刑罰の見直し	模倣品･海賊版の輸出･通過取締制度の整備	IPマルチキャスト放送の積極活用
H16（2004年）	刑罰の引上げ要否について年度末までに結論		
H17（2005年）	刑罰（懲役）の上限を10年とする件を検討し，必要に応じ制度整備	税関による水際での機動的取締りが可能となるよう，必要に応じ制度整備	
H18（2006年）	著作権において刑罰（懲役）の上限を10年とする件を検討し，必要に応じ制度整備	著作権において税関による水際での機動的取締りが可能となるよう，必要に応じ制度整備	地上放送の同時再送信を可能とする著作権法の改正案を2006年度のできるだけ早い国会に提出

（18）平成14年12月4日 法律122号
（19）平成18年6月8日に内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部が策定。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki 2 /kettei/060609keikaku.pdf
（20）2003年のみ，名称が「知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画」となっている。
（21）「知的財産推進計画2006」知的財産戦略本部, 2006年6月, 89頁より引用。
（22）平成18年1月20日召集。会期は6月18日までの150日間。
（23）平成18年9月26日召集。会期は12月19日までの84日間。
（24）平成19年1月25日召集。会期は7月5日までの162日間。

検討が求められた。以上が，平成18年８月報告の言う「社会情勢の変化に伴う，早急な検討の必要性の発生」であった。

３．３．罰則強化策

既に述べた通り平成16年改正によって罰則は強化され，他の知的財産権法との差異は最小となった。しかし表７に示した通り，平成16年より知的財産権侵害行為全般に対する厳罰化の検討が知的財産戦略本部主導で始まり，平成18年６月には意匠法等の一部を改正する法律が[25]成立する。同改正によって，特許権や意匠権等の侵害行為に対する罰則は表８の通り大幅に強化[26]されたため，著作権法との不均衡が再び顕在化した。

そこで平成18年改正では，個人罰則・法人罰則（秘密保持命令違反を含む）の両方で上限を引き上げ，他の知的財産権法との整合性を図っている。同時に，法人の公訴時効３年に対し法人に属する侵害行為者の公訴時効が５年という，平成16年改正によって生じた不整合[27]を是正し，法人の公訴時効を法人に属する個人と同じとした。

平成16年改正以前と比較した場合，個人罰則では例えば懲役３年以下が10年以下・罰金300万円以下が千万円以下と三倍以上厳罰化されている。法人罰則においても罰金一億円以下が三億円以下に引き上げられており，その急激な厳罰化を懸念する向きもあった。しかし図１に示す通り，著作権侵害事犯の検挙件数・人員数伴に平成14年を境に急増していたため，犯罪抑止の観点からも罰則強化は適切とされた。

表８　平成18年法律55号に基づく主要な知的財産権法の罰則強化内容

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>意匠法</th><th>商標法</th><th>特許法</th><th>実用新案法</th><th>著作権法(注)</th></tr>
<tr><td rowspan="7">個人罰則</td><td colspan="2">対象条文</td><td>69条</td><td>78条</td><td>196条</td><td>56条</td><td>119条</td></tr>
<tr><td rowspan="2">懲役</td><td>前</td><td>３年以下</td><td>５年以下</td><td>５年以下</td><td>３年以下</td><td rowspan="2">５年以下</td></tr>
<tr><td>後</td><td colspan="3">10年以下</td><td>５年以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">罰金</td><td>前</td><td>３百万円以下</td><td>５百万円以下</td><td>５百万円以下</td><td>３百万円以下</td><td rowspan="2">五百万円以下</td></tr>
<tr><td>後</td><td colspan="3">千万円以下</td><td>５百万円以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">併科</td><td>前</td><td colspan="4">×</td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td>後</td><td colspan="4">○</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法人罰則</td><td colspan="2">対象条文</td><td>74条</td><td>82条</td><td>201条</td><td>61条</td><td>124条</td></tr>
<tr><td rowspan="2">罰金</td><td>前</td><td>１億円以下</td><td>1.5億円以下</td><td>1.5億円以下</td><td>１億円以下</td><td rowspan="2">1.5億円以下</td></tr>
<tr><td>後</td><td colspan="4">３億円以下</td></tr>
</table>

(注)著作権法についても平成18年６月時点(平成18年12月の法改正以前)の罰則を記載

(25) 平成18年６月７日 法律55号

(26) 秘密保持命令違反に対しての法人罰則についても，罰金額の上限は従来の1.5億円から３億円に引き上げられている。

(27) 刑事訴訟法250条によれば，罰金に当たる罪の公訴時効は３年であるのに対し５年以上10年未満の懲役に当たる罪は５年，10年以上15年未満の懲役のそれは７年とされる。

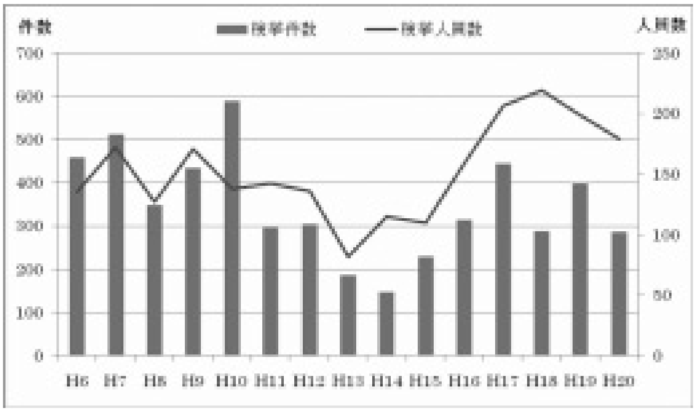

図１　平成６年から平成20年までの著作権侵害事犯 検挙状況推移

（平成６年から平成20年までの警察白書より筆者作成）

３．４．　模倣品や海賊版商品の流通阻止策強化

経済のグローバル化に伴い，知的財産権を侵害した物品（以降，知的財産侵害物品）が国境を越え広範囲・大量かつ容易に流通する状況を防止するため，日本政府は平成17年７月の主要８ケ国首脳会議において，模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称：以降，ACTA）[28] 締結を提唱した。また表７が示す通り，知的財産侵害物品の税関による水際対策の整備を同年６月に策定した「知的財産推進計画2005」[29]に初めて盛り込んだ。

知的財産侵害物品の流通阻止に関する国際協定として，知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS[30]協定）における「国境措置に関する特別の要件」（51条から60条）が既に存在する。しかし本要件は，権利者による税関当局への申立てをもって初めて，不正商標商品や著作権侵害物品の輸出入が阻止可能となる制度の整備を加盟国に義務付けるに留まっている。知的財産の活用を今後の経済成長の起爆剤にと考える我が国政府にとって，知的財産侵害物品が世界中の市場に氾濫する状況は容認できない。現在の国際的枠組みは不十分との判断から，ACTA構想の実現に向け経済産業省を中心に積極的に取り組んでいる。ACTAは，TRIPS協定の補完を目的に不正商標商品や著作権侵害物品のみならず知的財産侵害物品全般を対象とし，権利者の申立てを前提とせず各国政府の権限において，当該物品の輸出入防止義務を加盟国に求める方向で協議が進められている。

我が国では従来，知的財産侵害物品の国内流入防止を主眼に制度整備してきた。しかし

（28）Anti-Counterfeiting Trade Agreementの略。2008年６月に初めて日本を含む37カ国及びEUによる関係国会合が開催され，条文案を基に交渉が進行中である。直近では，平成22年１月にメキシコで第７回関係国会合が開催された。

（29）http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki 2 /kettei/050610f.pdf

（30）Trade-Related Aspects of Intellectual Property-Rightsの略。

ACTA構想提唱国としては，侵害物品の輸出や通過に関する制度整備にも積極的に取り組むべきとの判断から，平成18年6月の意匠法等の改正により，業としての意匠権や特許権・実用新案権侵害物品の譲渡や貸渡し・輸出目的所持は侵害行為とみなすこととした。著作権法においては，侵害物品の頒布や頒布目的所持は既に侵害行為であるため，業としての輸出や輸出目的所持についても侵害行為とみなすとの改正を行った。

３．５．地上TV放送のデジタル移行に伴う制度整備

電波法の一部を改正する法律[(31)]の平成13年7月25日施行に伴い，平成23年7月24日までにアナログ方式での地上TV放送（以降，アナログ放送）の停波が決定し，以降はデジタル方式（以降，デジタル放送）のみとなる。既存のアナログ放送では周波数帯として90～108MH，170～222MHz及び470～770MHzを利用しているが，デジタル放送では470～710MHzを利用するため，放送事業者は放送設備を変更しなければならない。

電波は公共財であるため，開放予定の周波数帯は国民生活の質向上を図る為に有効利用すべきである。そこで，科学技術の発展を勘案した上で産業の育成と新規サービスの創造に益するとの判断から，デジタル放送への移行による空き周波数を以下の4分野で活用すべしとの方針が総務省情報通信審議会より平成19年6月に提示された[(32)]が，平成18年6月時点で既に暫定的に示されていた。

- 移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」
- 安全・安心な社会実現等の為にブロードバンド通信が可能な「自営通信」
- 需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」
- より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム（ITS）」

総務省は期限内の周波数変更を実現する為に，電波利用料を財源とした特定周波数変更対策業務を平成13年から実施し，周波数を変更する免許人や無線設備設置者に対して当該工事費用への給付金支給等の助成を行っている。平成13年以降の電波利用料に係る歳入及び歳出予算額，更に特定周波数変更対策業務費の推移を表9に示す。

IPマルチキャストによるデジタル放送の再送信が可能となれば，山間部や高層建築物の影といった難視聴地域等において無線局の代用として既存の情報通信インフラを活用できる。結果，移行に伴う放送事業者の資金負担は軽減され，特定周波数変更対策業務費も削減できる。又，平成12年より一部通信事業者による事業展開が始まったFTTH[(33)]接続サービスにとっ

(31) 平成13年6月15日 法律48号

(32)「情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用方策委員会報告」平成19年6月27日
　本報告書は，平成18年3月に情報通信審議会に諮問された「電波の有効利用のための技術的条件」のうち「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件」に関する調査検討の結果である。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunkakai/pdf/070627_1_1-2-1.pdf

表9　電波利用料制度における各種予算の推移（単位：億円）

平成	13	14	15	16	17	18	19	20	21
歳入予算	451.1	503.6	535.8	552.4	618.9	640.3	659.4	673.6	685.5
歳出予算	524.2	525.8	577.3	579.9	616.8	639.8	659.4	673.6	685.5
特定周波数変更対策業務費	123.3（23.5%）	122.4（23.3%）	195.0（33.8%）	202.2（34.9%）	202.2（32.8%）	231.1（36.1%）	202.1（30.6%）	199.0（29.5%）	120.2（17.5%）

カッコ内は歳出予算に占める特定周波数変更対策業務費の割合（総務省電波利用ホームページ資料より筆者作成）

ても，IPマルチキャストによるデジタル放送再送信は利用者拡大の呼び水となるため，制度整備を歓迎した。

つまり，IPマルチキャストによるデジタル放送再送信が可能となった場合，

- TV放送のデジタル化による電波の有効活用及び高品位かつ双方向性を有する映像配信システムの構築
- TV放送のデジタル化に伴う経費の削減
- 開放周波数帯を活用した，国民生活に有益な新サービスの誕生及び産業の活性化
- FTTH接続サービスの普及拡大による，高度情報化社会の早期実現

という複数の利点が見込める特性が評価され，可及的速やかな法制化が求められる最重要項目の一つとして「知的財産推進計画2006」に掲げられた。なお，平成18年9月に「u-Japan推進計画2006」[(34)]を策定することにより，総務省は自らの姿勢をより鮮明にしている。u-Japan政策における3つの政策軸を以下に示す。

1．ブロードバンドからユビキタスネットへ
　　有線中心のインフラ整備から，有線・無線の区別のないシームレスなユビキタスネットワーク環境への移行

2．情報化促進から課題解決へ
　　情報化の遅れた分野を中心とした施策から，21世紀の社会的課題を解決する為にICT[(35)]を積極的に利用活用する段階へ

3．利用環境整備の抜本的強化
　　ICTの国民生活への普及浸透・利用活用の拡大に応じたプライバシー・セキュリティ等への不安の解消

4．知的創造サイクルの確立と著作権制度整備

知的財産戦略本部が平成15年7月に初めて策定した「知的財産推進計画」は，直近の第10

(33) Fiber To The Homeの略。伝送路として光ファイバを用いた一般個人宅を対象とする光通信網を指す。高速なデータ通信が安定して可能との特徴を持つ。

(34) http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286615/www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2006/pdf/060908_ 3 _1.pdf

(35) Information and Communication Technologyの略

回分科会[36]において参考資料として提示されたが，議事録[37]によれば会議中に本計画に関する具体的な説明や議論・質疑は行われなかった。しかし，「同2004」策定後の平成16年8月に開催された第13回分科会では資料として提示され，趣旨説明と質疑・議論が行なわれた[38]。以降現在まで「知的財産推進計画」改定毎に資料または参考資料として分科会に提示され，趣旨説明と場合によっては質疑・議論が行われている。

内閣総理大臣自らが本部長となり，“新たな経済成長をもたらす知的財産立国実現に向けた各種施策を政府一体となって推進する”のが知的財産戦略本部設置の目的である。経済先進国だけでなく，経済成長著しい世界の新興国との過酷な経済競争に打ち勝つためには，政府主導による国家的取り組みが必要であると考えた経済界・産業界の強い意向に沿ったものであり，従来の縦割り行政が抱える弊害を打破して省庁横断型の企画・立案・行動を目指している。

我が国においては，著作権は人間の精神面における知的活動に焦点を絞って財産権を認めている点で，産業活動における知的財産の有り様を規定している他の知的財産権とは異なる制度設計が施されてきた。また，コンテンツ創作者である著作者とは別に，著作者と消費者の架け橋となるべく著作物（複製物を含む）の複製や流通・配信等の役割を担う者にも著作権類似の権利を隣接権として認めている。これらコンテンツホルダーに対し，著作権ビジネスの現場において一定の発言権を認めているのが現代の著作権制度である。

しかし科学技術の発達により，高性能・高機能なデジタル情報機器を誰もが安価に入手し活用出来るだけでなく，それら機器の多くが高速通信ネットワークに接続され，双方向の情報伝達が可能となる高度情報化社会の到来が目前に迫っている。情報機器での活用及び通信ネットワーク上での流通が想定されるコンテンツはデジタル化されている為，オリジナルと同じ物を理論上は誰もが複製できるだけでなく，安易・安価にその複製物を提供可能となる。これら状況を放置した場合，従来型の著作権ビジネスモデルは崩壊しコンテンツホルダーが巨額の経済的損失を被るだけでなく，優良なコンテンツの消費を願う一般国民にも多大な影響が及ぶと懸念される。

知的財産立国構想とは，図2の知的創造サイクルを力強く回転させることによって低迷する我が国経済の再浮揚を目的とした施策であり，産業界・経済界の強い要望に基づいて企画・立案された。著作権ビジネスに携わる関係者も皆，時代に適した著作権保護制度を構築することによってコンテンツの創作・消費・流通が円滑に行われる状況こそが，知的創造サイクルの実現に繋がると考えている。しかし，コンテンツホルダーは自身への経済的還元を優先し，情報通信機器製作事業者は機器販売数に直結するコンテンツの利用利便性を優先し，放

（36）平成15年10月15日開催
（37）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/03101701.htm
（38）第13回分科会議事録 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/04080901.htm

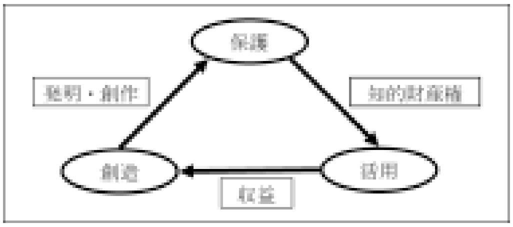

図２　知的創造立国構想で示された知的創造サイクル

送・通信事業者はコンテンツの流通容易性を優先する姿勢を取っており，推進計画策定当初の平成15年より関係者の思惑は複雑に入り組んでいた。

その中で，文化庁（文部科学省）・経済産業省・総務省がそれぞれの代弁者となり，省庁間対立にまで発展する事態が発生する。

５．デジタルTV放送における「ダビング10」騒動

５．１．著作権保護機能と「コピー・ワンス」

我が国における地上波および衛星デジタルTV放送（デジタル放送）は，サービス開始当初よりコンテンツを暗号化した状態で放送しており，利用者はライセンス契約により復号に必要な鍵等を入手した上で利用者側機器での再生・出力・複製等が可能となるデジタル著作権保護管理（以降，DRM：Digital Rights Management）を導入している。鍵として（株）ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが発行するICカード（B-CASカード）を用いているが，放送開始当初は複製に関し「コピー・ワンス」に設定されていた。これは「複製を認める世代・回数共に一とし，複製後は元情報を当該機器より削除」との制限であり，適正な契約に基づき視聴者の録画装置に記録されたデータは，１回のみ他の機器や媒体への移動が認められた。

録画機能を有する受像機の製造・販売事業者からは，「コピー・ワンス」は利用者の利便性を著しく阻害しており，結果としてデジタル放送普及の足枷になっているとの声が挙がっていた。そこで放送行政を所管する総務省は，報通信審議会情報通信政策部会およびその下に設置されたデジタル・コンテンツの流通促進等に関する検討委員会（以下，デジ・コン検討委員会）に対し，本件に関する調査・検討を行うよう要望した。その結果，平成19年８月の第17回情報通信審議会総会において，複製は１世代のみ９回まで可能とし，最後の１回は移動とする制限緩和策「ダビング10」の導入を盛り込んだ「～デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて～」[(39)]が答申された。

（39）http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/sokai/pdf/070802_ 3 _si17- 2 -2.pdf

５．２．「ダビング10」導入時の混乱

（社）デジタル放送推進協会[40]（以降，Dpa）が中心となって「ダビング10」実現に向けた様々な技術的課題の解決に取り組み，平成19年2月20日には同年6月2日午前4時より「ダビング10」を導入すると発表[41]した。日程の決定に際しては，デジタル放送受像機又は録画機の需要拡大が期待されるビッグイベントである北京オリンピック開幕（8月8日）に間に合うよう，機器製造事業者の強い要望が作用したと言われている。しかし直前の5月26日に開催された第38回デジ・コン検討委員会では，“コンテンツホルダーと機器製造事業者との意見・認識の隔たりは大きく，6月2日の「ダビング10」導入に対する権原者の合意を得ることは不可能であり，今後の導入時期も未定である”との報告がなされた[42]。

この混乱の背景には，平成4年の法改正により導入された私的録音録画補償金制度（以降，補償金制度）が存在する。著作者等の権利が制限される私的使用目的の複製であっても，政令で定めるデジタル方式の録音・録画機器を用いた場合は相当額を補償金[43]として権原者に支払う，というのが本制度であり，エンドユーザのコンテンツ利用利便性を確保しつつ著作者等の経済的損失補償を図っている。問題は，政令により定められる補償金制度対象記録機器及び媒体として，Blu-ray録画機及び同録画用ディスク（以降合わせて，BD）を指定することの妥当性であった。

５．３．混乱の原因と収拾策

補償金制度導入当初と異なり，技術開発によってDRMの有効性や耐障害性は強固になっており，エンドユーザの利用環境や利用状況だけでなく，コンテンツの流通経路や方法まで権原者が完全にコントロールすることも夢では無くなっている。デジタル放送を取り巻く現状は正にその実例であり，DRMが完備されたコンテンツを放送により受信した時点でエンドユーザによる権原者への対価は支払い済みであり，DRMの範囲内での複製を望むBD購入者に新たな金銭的負担を求めることはできない，というのが機器製造事業者の主張である。一方のコンテンツホルダー側は，権原者はデジタル放送における「ダビング10」導入を望んだ訳ではなく社会の要請に応じたに過ぎない為，ハイビジョン映像を高品位に保存できるBD購入者は相応の補償金を拠出するのが適切である，と主張した。

---

(40) デジタル放送の普及・発展を図る団体であり，TV放送各社や通信会社，家電メーカーを含む281の法人・団体が会員となっている（平成22年4月1日現在）。

(41) http://www.dpa.or.jp/articles/archives/news/369

(42) 第38回議事録 http://www.soumu.go.jp/main_content/000015533.pdf

(43) 補償金額は，原則として機器及び記録媒体の基準価格（卸価格）に対し一定率と定められており，機器および記録媒体の製造・輸入者がエンドユーザに代わって支払う。これら補償金の徴収・分配を行う団体として（社）私的録音補償金管理協会及び（社）私的録画補償金管理団体が平成5年に設立され，文化庁長官より指定管理団体に指定されている。

平成20年6月17日，渡海紀三朗文部科学大臣と甘利明経済産業大臣は閣議後の会見でそれぞれ，BDを補償金制度の対象とすることで文部科学省と経済産業省が合意したと発表[(44)]した。コンテンツホルダーの同意を確認した上で6月19日には第40回デジ・コン検討委員会が開催[(45)]され，その結果を受けてDpaは“7月4日午前4時をもっての「ダビング10」を導入する”と6月23日に発表[(46)]した。又，平成21年5月22日施行の改正著作権法施行令[(47)]により，BDは同日より私的録音録画補償金制度の対象となった。

5．4．「ダビング10」騒動がもたらしたもの

放送行政を司る総務省で始まった論議はコンテンツホルダーと情報通信機器を製造・販売する事業者間に深刻な対立を生み出し，最終的には著作権行政の任に当たる文部科学省（文化庁）と経済及び産業発展を任務とする経済産業省間の問題へと発展した。

表4に示した通り，平成17年時点で既に私的録音録画補償金制度が抱える問題は関係者間で認識されており，分科会では平成18年に私的録音録画小委員会を設置して調査・検討を行っている最中であった（表5参照）。しかし「ダビング10」騒動の結果，コンテンツホルダー・機器製造事業者間の相互不信は激しさを増し，有益な意見集約が不可能な事態に直面する。結局，平成20年をもって私的録音録画小委員会は廃止され，平成21年からは私的使用目的の複製や私的録音録画制度を含む著作権制度の根幹に関わる問題について抜本的な調査・検討を行う，基本問題小委員会が設置され現在に至っている。

しかし，問題はまだ続いている。（社）私的録画補償金管理協会は平成21年11月10日，アナログ放送受信装置を搭載していないデジタル放送専用のDVD録画機器に係る私的録画補償金の未納付相当額3,265万円余りの支払いを（株）東芝に求め，東京地方裁判所に提訴した。一方の東芝は，本件に対する自社見解を公開[(48)]して消費者の不安解消に努めている。本訴訟は，私的録音録画補償金制度に対するコンテンツホルダーと情報機器製造事業者の認識及びスタンスの違いが，話し合いでは解決できないレベルに達していることを表している。

---

(44) 文部科学省「大臣会見概要」http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/08070402.htm
経済産業省「閣議後の大臣記者会見の概要」http://www.meti.go.jp/speeches/data_ed/ed080617j.html

(45) 議事録は公開されていないが，第41回デジ・コン検討委員会議事録より第40回会議のおおよその流れは推測可能である。同年6月24日に開催された第41回議事録は以下の通り。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000030656.pdf

(46)「ダビング10の運用開始日時の確定について」http://www.dpa.or.jp/articles/archives/news/368

(47) 平成21年政令137号

(48)「私的録画補償金に関する当社の対応について」平成21年11月11日
http://www.toshiba.co.jp/about/press/2009_11/pr_j1101.htm

６．最後に

本論文では平成16年と平成18年の著作権法改正に着目し，その前後に認められた社会情勢の変化を手掛かりとして，我が国の著作権制度が抱える問題点を明らかにした。

知的財産立国構想は結果としてコンテンツホルダー・情報機器製造販売事業者・放送通信事業者の対立を激化させ，知的創造サイクルの輪を断ち切ってしまった観が強い。特に「ダビング10」騒動では国民が三者の対立に翻弄され実害を被る結果となった為，三者いずれに対しても不信感を抱くに至っている。この様な状況は，著作権法が掲げる理念「文化的所産の公正な利用に留意しつつ，著作者等の権利の保護を図り，もつて文化の発展に寄与する」に反すると筆者は考える。

我々国民は，著作物を日常的に消費すると同時に生産していることを改めて自覚する必要が求められる。特に高度情報化社会では，誰もが安価かつ容易に，不特定多数を対象とする情報発信が可能なメカニズムが多数整備されている。知的財産立国の理念に従うならば，我々もまた知的創造サイクルの輪に深く組み込まれた存在と言える。

今回の事例を含め，著作権を含む知的財産権制度の現状及び問題点に関する更なる研究を進め，著作者・利用者双方にとって有益な著作権制度を提案していくことが今後の課題である。

(2010.03.31)

【参考文献】

・岩田英朗，“科学技術の進歩と著作権法の改革 －1999年著作権法改正の検証－”，『経済理論』，第293号，P.17～P.53，和歌山大学経済学会，2000年

・岩田英朗，“科学技術の進歩に伴って揺れる著作権制度（１）”，『経済理論』，第305号，P.1～P.21，和歌山大学経済学会，2002年

・岩田英朗，“科学技術の進歩に伴って揺れる著作権制度（２）”，『経済理論』，第306号，P.23～P.44，和歌山大学経済学会，2002年

・岩田英朗，“科学技術の進歩に伴って揺れる著作権制度（３）”，『経済理論』，第308号，P.1～P.27，和歌山大学経済学会，2002年

・岩田英朗，“IT革命下での知的財産権保護”，『情報通信技術の発展に伴って生じる社会問題に関する研究』，P.1～P.17，和歌山大学経済学部，2003年

・岩田英朗，“国家戦略における知的財産および放送・通信の位置付け ―「放送と通信の融合」から見た著作権制度（１）―”，『経済理論』，第336号，P.1～P.18，和歌山大学経済学会，2007年

・高澤美有紀，“模倣品・海賊版対策の動向”，『調査と情報』，第508号，P.1～P.10，国立国会図書館調査及び立法考査局，2006年

・岡　邦俊，『著作権の法廷』，きょうせい，1992年

・半田正夫，『転機にさしかかった著作権制度』，一粒社，1994年

・半田正夫，『著作権法概説【第７版】』，一粒社，1995年

・半田正夫・紋谷暢男 編著，『著作権のノウハウ【第五版】』，有斐閣，1995年

・紋谷暢男，『無体財産権法概論【第6版】』，有斐閣，1996年
・土肥一史，『知的財産権法入門【第二版】』，中央経済社，1998年
・村林隆一先生古希記念論文集刊行会 編，『判例著作権法』，東京布井出版，2001年
・山田奨治，『<海賊版>の思想18世紀英国のコピーライト闘争』，みすず書房，2007年
・第二東京弁護士会知的財産権法研究会，『著作権法の新論争』，商事法務，2008年
・フェアユース研究会，『著作権・フェアユースの最新動向―法改正への提言』，2010年